令和5年

第12回農業委員会総会議事録

令和5年12月6日(水) 射水市役所大島分庁舎大会議室

射水市農業委員会

- 一議事日程一
 - 1 議事録署名委員の指名
 - 2 会 期 の 決 定
 - 3 議 事
 - 4 報 告
- 一 本日の会議に付した事件 一

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議事(議案第1号から第3号)

日程第4 報告(報告第1号から第4号)

一 委員及び出欠委員の氏名 一

議 長 堀 正

委員の定数25名委員の現在数25名

出席委員(24人)

1番	樋上	豊	2番	白山	一男
3番	土合	正夫	4番	帯刀	眞理子
5番	浅井	満	6番	城石	美枝子
7番	金	賢志	8番	炭谷	一三
9番	森	敏朗	10番	進藤	久司
11番	栗山	信治	12番	北田	幹夫
13番	明石	茂	14番	末永	久義
15番	林	康弘	16番	高橋	吉博
17番	前田	進	18番	竹内	正治
19番	永森	薫	20番	高口	宗範
21番	稲垣	潔	22番	山崎	善夫
23番	堀	正	25番	小川	博行

欠席委員(1人)

24番 有沢 敏博

議事日程

- 第1 議事録署名人の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 議案第 1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第 2 号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第 3号 農用地利用集積計画の公告について

第4 報告第 1号 農地法第18条第6項の規定による通知等について

報告第 2号 農地法第3条の3の規定による届出の受理について

報告第 3 号 農地法第4条の規定による届出の受理について

報告第 4号 農地法第5条の規定による届出の受理について

事務のために出席した事務局職員

射水市農業委員会事務局

主 査 高木 淳也 主 事 新保 有紗

会議の概要

開会時刻 午後1時52分

議長 (堀会長)

ただいまから、令和5年第12回の射水市農業委員会総会を開会いたします。出席委員が定足数に達しておりますので、本総会は成立しておりますことをお知らせします。

なお、24番 有沢委員から本総会の会議を欠席する旨の届出がありました。

これより本日の会議を開きます。

一 議事録署名委員の指名 一

議長 (堀会長)

まず、日程第1 議事録署名委員の指名を行います。 本総会の議事録署名委員は、会議規則第21条の規定により、議長において「4番 帯刀委員」「5番 浅井委員」を指名いたします。

一 会 期 の 決 定 一

議長 (堀会長)

次に、日程第2の会期の決定についてお諮りします。 本定例会の会期は、本日1日とすることに異議ありませんか。

(「異議なし」の声起きる)

議長 (堀会長)

異議なしと認め、会期は、本日1日とすることに決定しました。

一 議

議長 (堀会長)

次に、日程第3 議事についてお諮りいたします。 各位には、慎重審議の上、適正な議決をお願いします。

一 (議案第1号の説明・表決) 一

議長(堀会長)

まず、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について議題として お諮りします。

本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局(高木)

議案書により説明。

議長 (堀会長)

以上で事務局の説明が終わりました。 これより、各案件に対する質疑に入ります。 質疑ありませんか。

議長(堀会長)

質疑が無いようですので、これにて質疑を終結いたします。 お諮りします。議案第1号について、採決することにご異議ありません か。

(異議なしの声 起きる)

議長 (堀会長)

ご異議なしと認めます。議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について許可相当と認めることに賛成する委員の挙手を求めます。

(全員举手)

議長 (堀会長)

全員挙手です。よって、議案第1号の申請については、許可することに可 決されました。

一 (議案第2号の説明・表決) 一

議長 (堀会長)

次に、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請についてお諮りします。

本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局(高木)

議案書により説明。

議長 (堀会長)

これより、地域の委員の意見に移ります。

議案第2号の申請番号32番について、北田委員から説明をお願いします。

北田委員

議案第2号の申請番号32番について説明します。

申請人である〇〇は、〇〇西側に広がる丘陵地帯を主な受益とし、その水源となる〇〇ダムからパイプラインで農業用水を供給しています。受益面積は542ヘクタールであり、昭和45年8月に設立されました。

○○地区一帯は、昭和50年代前半に団体営ほ場整備を実施し田へのかん水を行っていましたが、今回の申請地西側に当たる受益地については、当時から高段のおたれ水を利用して田の耕作を行っていました。しかし、その後に高段の田がイチゴ栽培地(ビニールハウス)になったことから、新たに水路が必要になり用水路の転用申請に至りました。

今まで設置していた土水路では、配水が困難であることから、申請地には コンクリート水路を敷設し道路を隔てた南側の用水から水を引き込み、高段 の農地西側の従前からの用水に流し、西側に位置する田へ配水する計画です。

用水路の整備においては、申請者が農業用施設として今後所有及び管理していくこととし、当然ながら周辺農地には被害が及ばないよう注意する旨を誓約した上で、地元からも同意を得ていますので慎重審議のほど、よろしくお願いします。

議長 (堀会長)

議案第2号の申請番号33番、34番について、林委員から説明をお願い します。

林委員

議案第2号の申請番号33番について説明します。

申請人である○○夫婦は、現在、○○市内の賃貸にて夫婦と子供の3人で生活しています。来年には第二子の誕生も予定しており、子供の成長ととも

に現在の住居では手狭になることや人生設計を見据えた上で住宅建築について検討してきた結果、このたび申請地において住宅を取得する計画に至りました。

○○氏の勤務先は○○市内で、妻の勤務先は○○市内ですが、今後転勤による通勤先の変更なども視野に入れ、県内の中間地域に当たる射水市内で主要道路への交通利便性を重視したことや、近年の○○地区の各商業施設の充実ぶり及び将来的な子育で・教育環境から申請地が適地と判断したものです。

なお、○○氏は、○○県の出身であり、両親及び夫婦において所有する別の土地もありません。住宅の建築においては、擁壁を設置した上で土砂等が流出しない旨や雨水排水についても周辺に被害が及ばないことを誓約していますので、慎重審議のほど、よろしくお願いします。

議案第2号の申請番号34番について説明します。

申請人の受人は、現在、〇〇市内の賃貸にて妻と子供の3人で生活しています。子供の成長とともに現在の住居では手狭になることから将来的な住宅建築について検討してきた結果、このたび申請地において住宅を取得する計画に至りました。

受人の職業は公務員で、現在の勤務先は〇〇市内ですが、業務上転勤となることが度々あると見込まれます。勤務先の変更から自家用車での通勤利便性を重視した結果、県内の中央に位置する射水市内で交通上の立地条件に加え、近年の〇〇地区の商業施設の充実ぶりや将来的な子育で・教育環境から、複数の候補地において申請地が適地と判断したものです。

なお、受人の実家は〇〇町であり、増築するにも敷地内には余裕がありません。住宅の建築においては、擁壁を設置した上で土砂等が流出しない旨や雨水排水についても周辺に被害が及ばないことを誓約していますので、慎重審議のほど、よろしくお願いします。

議長 (堀会長)

以上、意見を述べていただきました。 これより、本議案についての質疑に入ります。 質疑のある方は、挙手のうえ、発言をお願いします。 質疑ありませんか。

議長 (堀会長)

質疑が無いようですので、これにて質疑を終結いたします。 お諮りします。議案第2号について、採決することにご異議ありません か。

(異議なしの声 起きる)

議長 (堀会長)

ご異議なしと認めます。議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について許可相当と認めることに賛成する委員の挙手を求めます。

(全員举手)

議長 (堀会長)

全員挙手です。

よって、議案第2号の申請については、許可相当と認め、富山県知事あてに送付することに可決されました。

一 (議案第3号説明・表決) ―

議長 (堀会長)

次に、議案第3号農用地利用集積計画の決定について議題としてお諮りします。

本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局(高木)

本議案中、1番 樋上委員、11番 栗山委員に関する案件が含まれていますので、農業委員会法第31条の規定に基づく議事参与の制限により、当該議案の審議開始から終了まで退席をいたします。

事務局(高木)

議案書により説明。

議長 (堀会長)

以上で事務局の説明が終わりました。 これより、本議案について質疑に入ります。 質疑のある方は、挙手のうえご発言をお願いします。

議長 (堀会長)

質疑がないようでありますから、これにて質疑を終結いたします。議案第3号について、採決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声 起きる)

議長 (堀会長)

ご異議なしと認めます。議案第3号農用地利用集積計画の決定について原案どおり決定することに賛成する委員の挙手を求めます。

(全員举手)

議長 (堀会長)

挙手全員であります。

よって、議案第3号射水市農用地利用集積計画については、原案のとおり

決定することに可決されました。

一報 告 一

議長 (堀会長)

次に日程第4 報告です。

一 (報告第1号の説明) 一

議長 (堀会長)

まず、報告第1号農地法第18条第6項の規定による通知等について議題とします。

これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局(高木)

議案書により説明。

議長 (堀会長)

以上で事務局の説明が終わりました。 これより、各案件に対する質疑に入ります。 質疑ありませんか。

議長 (堀会長)

質疑が無いようですので、これにて質疑を終了します。 各案件についてご了知をお願いいたします。

一 (報告第2号の説明) 一

議長 (堀会長)

報告第2号農地法第3条の3の規定による届出の受理について議題とします。

これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局(高木)

議案書により説明。

議長 (堀会長)

以上で、事務局の説明が終わりました。 これより、各案件に対する質疑に入ります。 質疑ありませんか。

議長 (堀会長)

質疑がないようでありますから、これにて質疑を終結いたします。

各案件について、ご了知をお願いいたします。

一 (報告第3号の説明) 一

議長 (堀会長)

報告第3号農農地法第4条の規定による届出の受理について議題とします。

これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局(高木)

議案書により説明。

議長 (堀会長)

以上で、事務局の説明が終わりました。 これより、各案件に対する質疑に入ります。 質疑ありませんか。

議長 (堀会長)

質疑が無いようですので、これにて質疑を終了いたします。

各案件を農業委員会会長専決規程第2条第2号の規定により専決処分いたしましたので、ご了知をお願いします。

一 (報告第4号の説明) 一

議長 (堀会長)

次に、報告第4号 農地法第5条の規定による届出の受理について議題と します。

概要説明を事務局に求めます。

事務局(高木)

議案書により説明。

議長 (堀会長)

以上で、事務局の説明が終わりました。 これより、各案件に対する質疑に入ります。 質疑ありませんか。

議長 (堀会長)

質疑が無いようですので、これにて質疑を終了いたします。

各案件を農業委員会会長専決規程第2条第2号の規定により専決処分いたしましたので、ご了知をお願いします。

議長 (堀会長)

以上をもって本総会に提出いたしました案件はすべて終了しました。 委員各位には何かとご多忙の折にも関わらず終始熱心に審議にあたられ たことに感謝を申し上げます。

以上をもって令和5年第12回総会を閉会します。

閉会時刻 午後2時46分

- 1 次回開催場所と時刻について
 - ・開催日 令和6年1月9日(火)午後2時から
 - ·会 場 射水市役所大島分庁舎3階大会議室
- 2 農業委員会委員懇談会の精算について
- 3 委員報酬積立金について
- 4 農業委員会活動記録簿の提出について
 - ※任期満了(令和5年12月17日)をもって、農業委員を退かれる方は、17日 までの活動を記入の上、事務局へ提出をお願いします。 提出期限 令和5年12月21日(木)
- 5 任期満了に伴う返却物について
 - ※任期満了に伴う方は、委員関連品(バッチ、腕章、帽子、身分証等)並びに個人 情報が含まれている文書(総会資料等)を、記録簿提出期限までに返却をお願い します。
- 6 農業委員辞令交付式及び組織総会について
 - 令和5年12月18日(月)午後3時から ①辞令交付式

射水市役所本庁舎 302会議室

- 辞令交付式終了後、同会場にて午後3時30分から ②組織総会 (当日は写真撮影予定)
- 7 新任農業委員研修会について
 - ①概要説明(新任委員対象) 令和5年12月26日(火)午後2時から

射水市役所大島分庁舎 3階大会議室

②講演(全委員対象) 講師:富山県農業会議 石黒事務局長

「農業を取り巻く課題及び農業委員会の現状」

同会場にて午後3時から

- 8 配布資料
 - のうねん11月号

議長

署名委員

署名委員